

NHK放送受信契約漏れへの対応について

令和7年5月27日にニュースリリースしました「NHK放送が受信できる設備における受信契約漏れについて」に関し、この度、NHKとの協議が終了し、未払い部分の支払いが完了しました。

1 経緯

令和7年4月18日付でNHK首都圏局から案内を受け、本市におけるテレビ受信設備について、放送受信契約の未契約状況がないか全庁的な調査を実施しました。

その結果、一部の受信設備においてNHKとの放送受信契約が締結されていなかったことが判明したため、速やかにNHKへ報告しました。

その後、NHKによる確認及び協議を経て受信料の遡及額が確定し、納付を完了しました。

2 未契約台数及び遡及受信料

テレビ受信機能付カーナビ（公用車）	70台
テレビ（施設内設置）	1台
受信料遡及額	3,912,296円

3 対応策

テレビ受信機器の必要性について精査し、特に受信機能を必要としないカーナビについて受信設備を撤去しました。

また、公用車を含む各種設備を更新する際には、テレビ放送を受信できない機器を選定することとしております。